

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### 支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ

本市は、「平川市長期総合プラン」において、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念に掲げ、「地域住民との協働できらめくまち」を将来像にまちづくりを進めています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標としてその実現をめざしています。

本計画の上位計画である長期総合プランの、福祉分野の基本目標でも示されるとおり、地域福祉は地域の支えあいによる取り組みが重要であり、それには、住民一人ひとりが自分には何ができるかを考え、実行に移し、人それぞれのアプローチで地域づくりに関わるのが大切です。

この地域福祉を推進するため、本計画においても第1次計画の基本理念である「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」を継承しました。

基本理念の「支えあい しあわせづくりのまち」を実現するためには、担い手である平川市に住んでいる人、働いている人など地域住民、町会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政など共に生きるすべての人々の力が必要であり、すべての市民が協働して、本計画に取り組むことが重要になります。

### 2 計画の基本目標

本計画は、めざすべき地域福祉を実現するため、以下の基本目標を設定します。

#### 基本目標1 地域住民による福祉活動の推進

身近な地域の住民が顔見知りとなり支えあうことは、地域での生活をよりよいものにしていく活動の出発点です。支援が必要な人の早期発見、緊急時

のたすけあい、防災、防犯上の問題等地域生活の基本的課題に関して、地域住民相互の日常のつながりは重要な役割を果たします。地域社会における多様な生活スタイルや価値観を尊重しながら、あらためて近隣づきあいの重要性を見直し、地域でのつながりを再構築するとともに、地域での福祉活動を担っていく人材づくりをしていくことは地域福祉推進の前提となる課題です。

さらに多様で複雑な地域の生活課題を解決していくには、地域団体やNPO・ボランティアが課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を生かしながら相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になります。ネットワークづくりを進めていくには、地域情報の収集・整理と情報の共有化、出会いの場や交流機会の設定、各団体間や公的機関との連絡・調整等のコーディネート機能を充実させることが必要です。

## 基本目標 2 福祉サービス利用の支援

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、ニーズが生じたとき、必要なサービスを適切に利用できる仕組みをつくる必要があります。高齢者、障がい者、児童等、支援を必要とする人々のニーズの早期発見と迅速な対応やサービスを利用しやすい環境づくりへの取り組みは、分野をこえた地域の共通課題となっています。

ニーズが埋もれたり、孤立化した状況が生じることのないよう、地域での住民相互の日常的な見守りや支えあいを基礎として、住民と福祉関係者、相談機関、行政が連携し、個人のプライバシーを十分尊重しながら、地域のなかで積極的にニーズを発掘していきます。

権利擁護※や苦情処理については、わかりやすい受付・相談窓口を目ざし、制度を充実させるとともに、制度の存在と趣旨を地域住民によく理解してもらい、利用しやすい雰囲気をつくりだしていくよう努めます。

※権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、痴呆症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明することです。

## 基本目標 3 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長し、人間性豊かな社会人として育つうえで、家庭や地域の役割は極めて大きいものがありますが、近年の出生数の減少、核家族

化、地域の関係の希薄化、女性の社会参加による保育ニーズの増大等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てについての精神的・経済的負担の増大、子育て不安の広がりがみられます。さらに、児童虐待の増加等、その内容も深刻化しており、子どもと家庭を取り巻く環境は、厳しいものがあります。

現在、必要とされているのは、未来を担う子どもたちへの支援であり、子どもを育む環境をより良いものにするため、子どもと家庭を地域や社会全体で支援していくことが求められています。

保育園・学童保育・児童館・地域子育て支援センター等の充実、ひとり親家庭への支援、保育園と幼稚園の連携強化等により、施策の総合化と充実に努めます。

#### 基本目標 4 健康づくりの推進

我が国の平均寿命は、医療と生活水準の向上等により急速に伸び、世界有数の長寿国になっている反面、ライフスタイルの変化や高齢化の進行とともに、生活習慣病やこれに起因する介護を必要とする人々が増加し、本人や家族、社会にとっても切実な問題となっています。

そのため、健康で自立した生活ができる期間である、いわゆる「健康寿命」のさらなる延伸や生活の質の向上を図っていくことが極めて重要になっており、国では、21世紀における国民健康づくり運動である「健康日本21」を策定しています。また、平成15年には健康増進法が施行され、国民には、自らの健康の増進に努めることを求め、行政には、その努力を支援することを求めています。

健康であることは、すべての人々の願いであると同時に、一人ひとりを取り組まなければ達成できないことでもあります。本市においても、高齢化が見込まれ、また、偏った食生活や運動習慣の乏しさ等多くの健康課題も浮かび上がっており、疾病の早期発見や治療にとどまらず、積極的に健康を増進し、疾病の発症を予防する「一次予防※」に重点をおいた対策の推進が求められています。

※一次予防

疾病の発生そのものを予防することを指します。適正な食事を食べ、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げるなどして健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病を予防するなどが一次予防となります。

## 基本目標 5 在宅での自立生活支援

多くの高齢者・障がい者は、介護を要する状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを願っています。これを実現するためには、一人ひとりの心身の状態や生活状況の変化にきめ細かに対応できる多様で柔軟なサービスが提供され、自分や家族の意思で選択し、可能な限り自立した生活を営んでいくことが望まれます。

本人の立場にたち、一人ひとりにあった多様で質の高いサービスが供給され、在宅での自立した生活を支援していくことを目指します。

## 基本目標 6 すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

すべての住民が年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、人権を尊重しあい、安心して生活できるまちをつくるために、ユニバーサルデザイン※の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進します。

また、安心した地域生活を送ることを考えるうえで、防災・防犯をめぐる課題は、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故を未然に防止し、被害の拡大をくいとめるための活動を行い、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことです。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施 策
支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ	1 地域住民による福祉活動の推進	(1)地域福祉ネットワークの構築
		(2)社会福祉協議会との連携による活動の推進
		(3)ボランティア・NPO活動の推進
		(4)小地域福祉活動への支援
	2 福祉サービス利用の支援	(1)相談体制の充実
		(2)低所得者福祉の充実
	3 子育て支援の充実	(1)保育・子育てサービスの充実
		(2)ひとり親世帯に対する支援
		(3)子どもの安全の確保と健全育成
	4 健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進
		(2)母子保健事業の充実
	5 在宅での自立生活支援	(1)高齢者福祉事業の展開
		(2)介護保険事業の展開
		(3)障がい者の自立生活促進
	6 すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	(1)バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
		(2)災害時要援護者に配慮した防災対策の推進
		(3)地域防犯体制の推進
		(4)交通安全対策の推進
		(5)権利擁護体制の充実